平成２７年（フ）第２９号
兵庫県明石市大久保町八木398番地の１302、前住所兵庫県明石市二見町東二見1477番地の１　ユニーブル東二見303号
債務者　中村　文子
１　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第８号
広島県呉市押込１丁目15番15号　104号室
債務者　出家　　孝
１　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１０号
広島県呉市押込５丁目11番37号　碧101号室
債務者　夏森　露香
１　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１９号
広島県呉市中央５丁目12番28―201号
債務者　奥本　憲治
１　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第２１号
広島県竹原市竹原町2629番地　河田アパート23号
債務者　北村　彰崇
１　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第３７号
熊本県上益城郡御船町大字小坂2185番地４
債務者　松永　和彦
１　決定年月日時　平成27年２月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４４号
熊本市東区戸島西１丁目16番49号　マルトクマンション戸島301、前住所東京都新宿区大久保１丁目15番23号　ＣＬＩＦＴＯＮＨＩＬＬ101
債務者　河島　　豊
１　決定年月日時　平成27年２月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２号
富山県滑川市大崎野26―25　ウインディ105号室、住民票上の住所富山県滑川市常盤町1126番地
債務者　石政　利之
１　決定年月日時　平成27年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで　富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６７３号
熊本市北区龍田陳内３丁目25番26号、前住所熊本県山鹿市山鹿1052番地２
債務者　林　　勝弥
１　決定年月日時　平成27年２月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４号
釧路市黒金町７丁目２番地の２　マリントピアクシロ601号室
債務者　角田　　修
１　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで　釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第６８号
愛知県あま市森３丁目12番地６　メゾンドＮ２―202号、従前の住所岐阜県美濃加茂市中部台２丁目９番地14
債務者　中島ファビアノこと　ＢＲＯＮＤＩＮＯ　ＦＡＢＩＡＮＯ　ＮＡＫＡＳＨＩＭＡ
１　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６９号
愛知県あま市森３丁目12番地６　メゾンドＮ２―202号、従前の住所岐阜県美濃加茂市中部台２丁目９番地14
債務者　キム　クラウジアことキム　クラウヂアことキン　クラウジアこと　ＫＩＭ　ＣＬＡＵＤＩＡ
１　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番518―301号
債務者　古谷ひとみ
１　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３８８号
名古屋市中川区十番町５丁目８番地の10
債務者　奈良村正男
１　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３８９号
名古屋市中川区愛知町９番28号
債務者　奈良村芳信
１　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１８２号
愛知県豊明市西川町横井７番地７　昇和ハイツ103号
債務者　今井　公一
１　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部